少額投資非課税制度(NISA:ニーサ)

【制度の概要】

- ①2014年(平成26年)1月から新たに創設される制度です。 2014年(平成26年)から2023年(平成35年)までの10年間です。 この制度は、その年1月1日において20歳以上となる居住者等が 活用できます。
- ②非課税対象となるものは、上場株式等や公募株式投資信託の配当及び譲渡益です。(公社債投資信等については非課税対象外です) NISA口座については、他の有価証券に係る配当及び譲渡益との損益通算はできません。
- ③非課税となる期間は最長5年です。 非課税総額は最大500万円(最長5年×100万円)です。
- ※本資料は、平成25年8月1日現在における税制改正に関する情報に基づいています。 今後の税制改正によっては本資料の記載内容と異なる場合がございます。



少額投資非課税制度

少額投資非課税制度(NISA:ニーサ)

【留意事項】

①口座開設について

原則として1人につき1口座となります。

A銀行、B銀行、C証券と取引のある方が、A銀行へNISA口座を開設した場合、B銀行、C証券でNISA口座を開設することはできません。

- ②非課税口座への移管 5年経過時点でNISA口座に残っている資産が100万円以下の場合、6年 目の非課税口座に移管することができます。
- ③課税口座への移管 将来、NISA口座の投資によって値上がりによる売却益が発生した場合、 課税口座への移管時における価額を取得価額とすることができます。
- ※本資料は、平成25年8月1日現在における税制改正に関する情報に基づいています。 今後の税制改正によっては本資料の記載内容と異なる場合がございます。

